令和5年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化 学物質安全対策部会化学物質調査会、令和5年度化学 物質審議会第2回安全対策部会、第239回中央環境審 議会環境保健部会化学物質審査小委員会

令和5年11月17日 参考資料1-1

POPs 条約第11回締約国会議において決定された事項

〇附属書 A (廃絶) への追加

O附属書 A(廃祀)	への追加	<u> </u>
物質名	主な用途	決定された主な規制内容
メトキシクロル	殺虫剤	・ 製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)
	難燃剤	・製造・使用等の禁止
		・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定 ^{注)} あり)
		一 航空宇宙(使用のみ)
		ー 宇宙及び防衛産業(使用のみ)
		一 医療画像及び放射線治療に用いる機器及
		び設備(使用のみ)
		一 以下の物品の交換用部品及び修理のため の使用
		· 航空宇宙
デクロランプラス		· 宇宙
		· 防衛
		・自動車
		- 固定式産業機械
		・ 海洋、庭園、森林及び屋外のパワー機器
		分析、計測、管理、モニタリング、試験、
		製造及び検査に用いる計器
		- 医療機器
		• 体外検査用機器
UV-328	紫外線吸収剤	・製造・使用等の禁止
		(以下の用途を除外する規定 ^{注)} あり)
		一 自動車部品
		- 自動車、工学機械、鉄道及び大型鉄製構造
		物の被覆に使用する産業用設備及び大型
		鉄製構造物の重防食被覆
		- 採血管の内部の機械的分離機構
		- 偏光器の内部のトリアセチルセルロース
		製フィルム
		一 印画紙
		ー 以下の物品の交換用部品
		• 自動車

	固定式産業機械
-	凹水孔件未依燃

- ・ 分析、計測、管理、モニタリング、試験、 製造及び検査に用いる計器の液晶ディ スプレイ
- ・ 医療機器及び体外検査用機器の液晶ディスプレイ
- 注)個別の適用除外の規定については、その効力が発効した日から5年を経過した時点で、その適用除外の効力が失われます。

なお、上記の適用除外のうち、デクロランプラスの「物品の交換用部品及び修理のための使用」及びUV-328の「物品の交換用部品」については、対象物品の種類に応じて、①最長2044年までの適用除外が認められる、②対象物品の耐用年数まで認められ、2041年までのCOPにおいてその必要性が評価される、のいずれかの扱いとされています。